

Financial Adviser

11

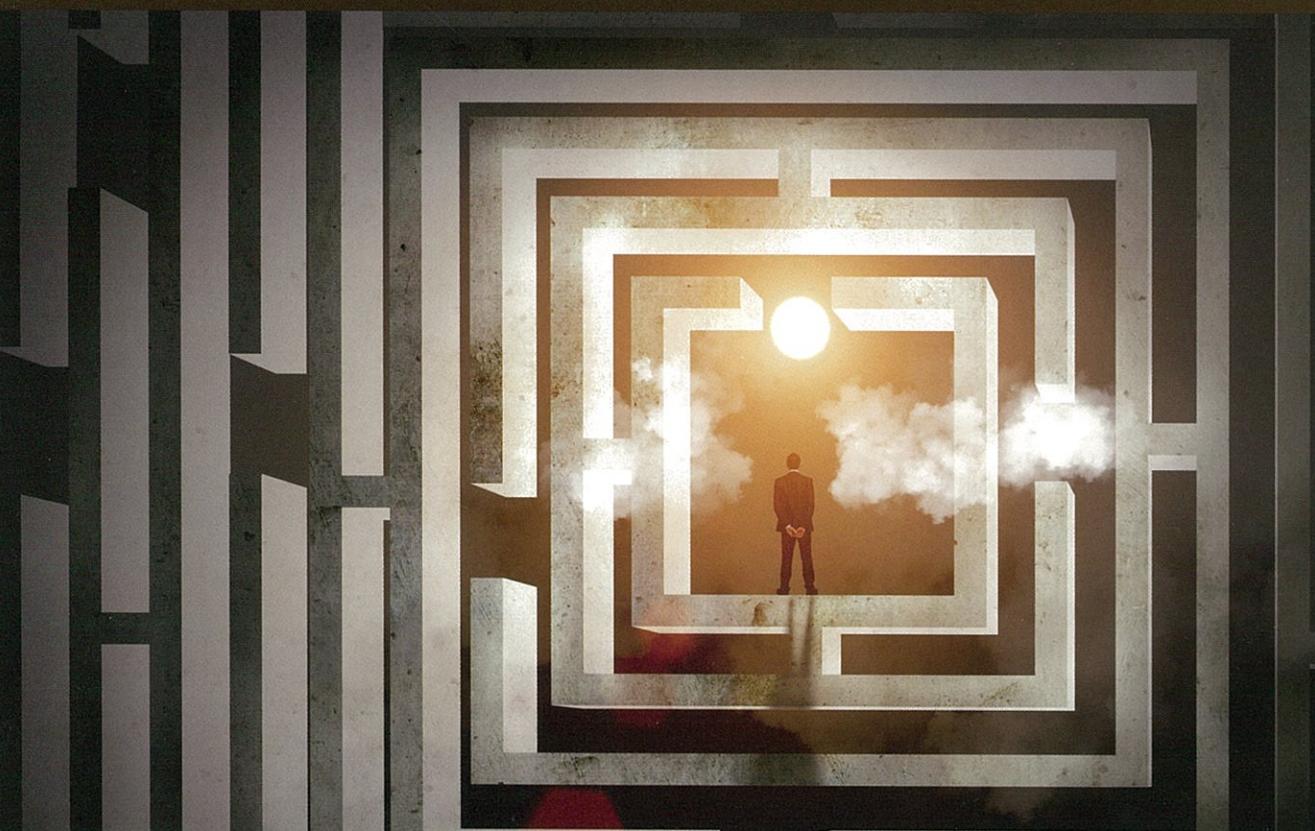
No.180

NOV. | 2013

www.kindai-sales.co.jp

平成25年11月1日発行(毎月1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第15巻第11号通巻180号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー



FPのための 終活支援入門

自分らしい生き方をサポートするためのアドバイスのポイント

特別企画

長期投資で活用するテクニカル分析

チャートの読み解き方と運用アドバイス

連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンズリーレポート

金融 / 社会保険 / 保険 / 税金 / 不動産

FP相談実践事例集

金融資産運用設計 / 相続・事業承継設計

笑顔相続の ススメ

第8回

税理士の不誠実な対応を見抜くことができた例

今年の1月に母(86歳)が他界し、8カ月が経過したころ、亡くなった母と同居していた姉(58歳)から連絡がありました。私(55歳)は、久しぶりに母と姉家族が住んでいた家を訪れました。応接間に入ると、姉の隣に、ずいぶん前に一度会ったことがあるT税理士が座っていました。姉は「これにサインしてちょうだい!」と、書類を私に渡してきました。書類には「遺産分割協議書」「相続税の申告書」と書いてあります。

ポカンとする私に、姉の隣に座っていたT税理士が話し始めました。

「お母さんの主な財産は、この自宅とお姉さんと一緒に経営されていたA社の株、そして現預金です。相続税の評価額は自宅は2000万円、A社の株は赤字なので0円、現預金が1億円です。お母さんが生前に『自宅と会社はお姉さんに引き継いでほしい』と話していましたので、遺産分割協議はそのようになっていきます」

遺産分割協議書を見ると「姉が取得する財産 ①自宅 ②A社株 ③現預金5000万円、妹が取得する財産 ①現預金5000万円」と書いてありました。

「母の遺言書か何かがあったのですか?」T税理士に聞きました。

「遺言書はなかったのですが、生前にお姉さんに話されていたそうです」とT税理士が答えました。

「この家の借金の半分くらいは私が払っているし、会社だって私が社長として経営してるんだから、お母さんがそう言うのも当たり前よね」と姉。「帰って主人と相談してみる」というのが精一杯の反論でした。

家に帰り、夫に今日の出来事を話

しました。夫は冷静に私の話を聞きながら「遺言書がなければ遺言は有効ではない」「A社の決算書を精査すべき」とアドバイスをくれました。次の日、姉にこの2点を伝えました。電話の向こうの姉は「生前、お母さんがそう言っていたんだから、私がお母さんが悪いの!! A社はあなたには関係ないのだから、決算書なんか見せる必要はないでしょ」と少し怒ったようでした。

昔から、感情的になると冷静に話ができない姉でしたので、主人の会社の顧問税理士O先生に相談することにしました。そのO税理士も主人と同じように、口頭での遺言には法的効力がないこと、A社の資産と負債を精査したほうがよいとアドバイスしてくれました。

私が姉に言っても効き目がなさそうなので、O税理士からT税理士に直接お願いしてもらおうと話した。P税理士と話をしたら、話が早く、T税理士は『妹は私に文句を言うようなタイプではないので、私の言うとおりに遺産分割協議書と相続税の申告書を作してほしい』と姉から依頼を受けたとのことでした。

O税理士に遺産分割協議書と相続

税の申告書を見てもらうと「①自宅の評価額は1億円あり、小規模宅地の評価減の制度を利用し8000万円の減額を受けていること、②A社の株価は0円になるがビルを所有しており、キャッシュは潤沢であること」がわかりました。

O税理士と相談し「自宅とA社株式は姉が相続することに異論はないが、現金については2000万円を姉に譲り、残りの8000万円を私が相続したい」との希望をT税理士を通じて姉に伝えてもらいました。T税理士からの説明で姉も渋々納得したようで、新しい遺産分割協議書と相続税の申告書にサインをしました。今思うと、8000万円の小規模宅地の評価減の制度を伝えなかったり、A社の決算書を見せなかったり、T税理士は不誠実な対応だった気がします。



小川 実
一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q&A相続税増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。

